

議案第19号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例(昭和 28 年三朝町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 6 項の規定に基づき、法第 3 条第 2 項に規定する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員及び同法附則第 5 項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 6 項の規定に基づき、法第 3 条第 2 項に規定する職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号に規定する職員及び同法附則第 5 項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手</p>

当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三朝町条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる

当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三朝町条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。

2 略

(昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 前2項の規定により号給を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号給を超えて給料月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12月

場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(56歳以上の年齢で規則で定めるものを超える職員にあっては規則の定めるところにより、18月又は24月)を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

7 職員の勤務成績が特に良好である場合その他特に必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず規則の定めるところにより同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より2号給以上上位の号給へ昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。

8 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、その給料月額を受けるに至ったときから24月(職務の級における給料の幅の最高額を受ける職員のうち別に定める職員にあっては18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、規則の定めるところにより昇給させ

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に
関し必要な事項は、町長が規則で定める。

11 略

(期末手当)

第19条 略

2～4 略

5 職員でその職務の級が3級以上であるもの(ただし、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものに限る。)については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮した規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

ることができる。

9 前3項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 略

(期末手当)

第19条 略

2～4 略

5 職員でその職務の級が4級以上であるもの(ただし、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものに限る。)については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮した規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 略

(管理職手当等の支給方法)

第22条 管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(休職者の給与)

第 24 条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 ~ 7 略

第 24 条の 2 以下 略

(休職者の給与)

第 24 条 略

2 職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 ~ 7 略

第 24 条の 2 以下 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	461,100
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600

再任用職員以外の職員

21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300

22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700		
23			299,100	351,900	372,700	411,900			
24			301,100	354,100	375,300	415,300			
25			303,000	356,500	377,800				
26			304,800	358,700	380,400				
27			306,700	361,000					
28			308,700	363,200					
29			310,600						
30			312,500						
31			314,400						
32			316,200						
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200

再任用職員以外の職員

49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900

78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700
86	240,100	296,400	345,300	386,800	
87	240,800	296,800	345,800	387,400	
88	241,500	297,200	346,300	388,000	
89	242,300	297,500	346,700	388,700	
90	242,800	297,900	347,200	389,300	
91	243,300	298,300	347,700	389,900	
92	243,800	298,700	348,200	390,500	
93	244,100	298,900	348,500	391,200	
94		299,300	349,000		
95		299,700	349,500		
96		300,100	350,000		
97		300,300	350,300		
98		300,700	350,800		
99		301,100	351,300		
100		301,500	351,800		
101		301,700	352,100		
102		302,100	352,500		
103		302,500	352,900		
104		302,900	353,300		
105		303,100	353,800		
106		303,500	354,200		
107		303,900	354,600		

108	304,300	355,000				
109	304,500	355,500				
110	304,900	355,900				
111	305,300	356,300				
112	305,700	356,700				
113	305,900	357,200				
114	306,300					
115	306,700					
116	307,100					
117	307,300					
118	307,600					
119	307,900					
120	308,200					
121	308,600					
122	308,900					
123	309,200					
124	309,500					
125	309,900					
再任 用職 員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	(1) 主事及び技師の職務 (2) 専門職の職務
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う専門職の職務
3級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務 (4) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
4級	(1) 室長の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務を処理する主事又は技師の職務 (4) 困難な業務を処理する特定の業務を行う専門職の職務
5級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務 (3) 困難な業務を担当する室長の職務

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	(1) 主事又は技師の職務 (2) 専門職の職務
2級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 (2) 相当困難な特定の業務を行う専門職の職務
3級	(1) 主任(主事)又は主任(技師)の職務 (2) 困難な特定の業務を行う専門職の職務
4級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
5級	(1) 課長補佐の職務 (2) 出納室長補佐の職務 (3) 事務局の長の補佐の職務 (4) 出先機関の長の補佐の職務 (5) 相当困難な業務を分掌する係の長の職務 (6) 相当困難な業務を処理する主査の職務 (7) 高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
6級	(1) 課の長の職務 (2) 出納室長の職務

6級	(1) 困難な業務を処理する課長の職務
	(2) 困難な業務を処理する事務局長の職務

	(3) 事務局の長の職務
	(4) 出先機関の長の職務
	(5) 参事の職務
	(6) 困難な業務を処理する課長補佐の職務
	(7) 困難な業務を処理する出納室長補佐の職務
	(8) 困難な業務を分掌する係の長の職務
	(9) 困難な業務を処理する主査の職務
	(10) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務
7級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする課の長の職務
	(2) 高度の知識又は経験を必要とする出納室長の職務
	(3) 高度の知識又は経験を必要とする事務局の長の職務
	(4) 高度の知識又は経験を必要とする出先機関の長の職務
	(5) 困難な業務を処理する参事の職務
8級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする課の長の職務
	(2) 特に高度の知識又は経験を必要とする出納室長の職務
	(3) 特に高度の知識又は経験を必要とする事務局の長の職務
	(4) 特に高度の知識又は経験を必要とする出先機関の長の職務
	(5) 特に困難な業務を処理する参事の職務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において三朝町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の行政職給料表（以下単に「給料表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（町長の定める職員にあっては、町長の定める期間）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、町長が別に定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(町長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年三朝町条例第 号。)附則第7項の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

- 11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第6項	4号給	3号給
第4条第7項	4号給	3号給
	2号給	1号給

(委任)

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定める。

(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 13 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第5条の3 略</p> <p>2 <u>給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務にその職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（<u>給与条例第4条第5項の規定により町長が規則で定める日をいう。</u>）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>第5条の3 略</p> <p>2 <u>三朝町職員の給与に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務にその職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p>

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

附則別表第1

職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
新級	1級		2級	3級		4級	5級	6級

附則別表第2

号給の切替表（附則第3項関係）

旧号給	経過期間	旧級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1

5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23
	9月以上12月未満	32	61	40	36	44	32	28	24
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49

17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61
20	3月未満			77	62	81	69	65	61
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64
	12月以上			81	63	85	73	69	65
21	3月未満			81	63	85	73	69	65
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68
	12月以上			85	65	89	77	73	69
22	3月未満			85	65	89	77	73	
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	
	12月以上			89	67	93	81	77	

23	3月未満			89	67	93	81		
	3月以上6月未満			90	67	94	82		
	6月以上9月未満			91	68	95	83		
	9月以上12月未満			92	68	96	84		
	12月以上			93	69	97	85		
24	3月未満			93	69	97	85		
	3月以上6月未満			94	70	98	86		
	6月以上9月未満			95	71	99	87		
	9月以上12月未満			96	72	100	88		
	12月以上			97	73	101	89		
25	3月未満			97	73	101			
	3月以上6月未満			98	73	102			
	6月以上9月未満			99	74	103			
	9月以上12月未満			100	74	104			
	12月以上			101	75	105			
26	3月未満			101	75	105			
	3月以上6月未満			102	75	106			
	6月以上9月未満			103	76	107			
	9月以上12月未満			104	76	108			
	12月以上			105	77	109			
27	3月未満			105	77				
	3月以上6月未満			106	78				
	6月以上9月未満			107	79				
	9月以上12月未満			108	80				
	12月以上			109	81				
28	3月未満			109	81				
	3月以上6月未満			110	82				
	6月以上9月未満			111	83				
	9月以上12月未満			112	84				
	12月以上			113	85				

29	3月未満			113					
	3月以上6月未満			114					
	6月以上9月未満			115					
	9月以上12月未満			116					
	12月以上			117					
30	3月未満			117					
	3月以上6月未満			118					
	6月以上9月未満			119					
	9月以上12月未満			120					
	12月以上			121					
31	3月未満			121					
	3月以上6月未満			122					
	6月以上9月未満			123					
	9月以上12月未満			124					
	12月以上			125					
32	3月未満			125					
	3月以上6月未満			125					
	6月以上9月未満			125					
	9月以上12月未満			125					
	12月以上			125					